

令和2年度予算編成方針

本市では、災害の連続により一時減少傾向にあった人口ですが、今年に入り、各方面での懸命なまちの復興とともに、微増傾向に戻りました。税収面では、雇用・所得状況の改善を背景とした景気環境の反映とまちの発展により、引き続き増収傾向にあります。

今後も少子高齢化の進展と、これに起因する社会福祉経費のさらなる増大が見込まれる状況下ではありますが、昨年の災害対応の検証を踏まえた災害に強いまちづくりと、後期基本計画の策定に合わせたさらなる市民サービスの充実に取り組まなければなりません。

令和2年度においても、総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、「今」必要なサービスの充実と「将来」の魅力あふれるまちづくりにつながる諸施策を推進してください。

同年度は市長改選年度であるため、政策事業は6月補正予算での計上を基本としますが、行政の使命である将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展に向け、各部課においては、

▶総合計画の推進による“次なる茨木”の実現に向けた施策の充実と 「ビルド&スクラップ」の実践による健全財政の確保

に努めるものとします。

令和2年度の予算編成にあたっては、以上の点に十分留意して取り組んでください。

令和元年10月11日

茨木市長 福岡 洋一

1 国家財政および地方財政

内閣府が示す月例経済報告（令和元年9月）によると、わが国の経済の現状は、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待できる。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされている。

このような状況下、国においては、令和2年度の予算編成においては、引続き手を緩めることなく歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

一方、地方財政では、消費税率改定に係る影響により、安定した財源確保が不透明な中、社会福祉経費や公共施設等の老朽化対策経費が増加していくほか、幼児教育無償化に伴う保育需要の伸び等に引続き注視する必要があることから、財政運営の見通しが困難な状況にある。

2 本市財政

（1）令和2年度の見通し

歳入においては、法人税割の税率引下げに伴い市税収入は減収を見込むものの、引下げ分の一部として法人事業税交付金が交付されることに加え、消費税率の改定により地方消費税交付金が増収となることから、臨時財政対策債を含んだ税等一般財源については増加することを見込む。

一方、歳出においては、障害福祉や保育等の社会福祉経費が引続き増加することを見込むことに加え、会計年度任用職員制度の導入に伴い人件費が増加するほか、“次なる茨木”の実現に向けた施策を着実に推進していくには、多額の財源が必要となることから、収支の均衡が崩れ出す厳しい状況を見込んでいる。

（2）今後10年間の見通し

財政計画において、今後10年間の財政収支の予測を立てているが、歳入面において、市税収入は一定の経済成長等を想定することにより通

増することを見込む一方で、地方交付税や臨時財政対策債の逡減を見込むことから、税等一般財源の総額については、大幅な増加を見込むことは難しく、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいる。

一方、歳出面では、今後も扶助費をはじめとする社会福祉経費が増加していくことに加え、「今」必要なサービスの充実や、「将来」のまちの発展につながる事業等の推進による、質の高い行政サービスを今後も維持し、持続的発展を果たしていくにあたっては、何も手立てを講じない場合、令和2年度から収支不足となることが予測される。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和2年度は、総合計画の推進による“次なる茨木”の実現に向けた施策の充実と「ビルド&スクラップ」の実践による健全財政の確保に留意した予算を編成するものとする。

(1) “次なる茨木”の実現に向けた施策の充実

総合計画の推進にあたっては、まちの将来像に照らし、施策の必要性や効果を十分見極めたうえで積極的に取り組むことを基本に、幸せや豊かさを実感できる生活の実現に向け、教育・子育て・福祉施策の推進や安全・安心なまちづくり等の「今」必要なサービスの充実に努めるとともに、主要プロジェクト事業等を進める「将来」の魅力あふれるまちづくりについては、本市のさらなる飛躍をめざし、部分的ではなく多面的な効果を生み出すよう取り組むこととする。

なお、政策効果をより高めるため、ターゲットや目的を明確にし、一人ひとりの価値観に寄り添ったサービスの提供を図る予算とすることとする。

また、予算要求にあたっては、事業の必要性や効果を十分見極めて、優先順位や手法、規模等を再度精査するとともに、関係機関との連絡・調整を図り、財源確保に向け積極的に取り組むなど、円滑な推進に努めることとする。

(2) 健全財政の確保

“次なる茨木”の実現に向けては、単年度だけではなく将来にわたり「財政の健全性」を確保しなければならない。

その対応として、急速に技術革新が進むICTを活用した業務の効率化をはじめ、行財政改革指針に沿ったさらなる取組の強化や、財政運営の基本原則である「柔軟な財政構造の保持(ビルド&スクラップの実践)」と「将来への負担の抑制(ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制)」を実践することで、まちの持続的発展に必要な財政の健全性の確保に努めることとする。

4 予算編成の手法

(1) 骨格予算への対応

令和2年度は市長の改選年度にあたるため、当初予算は「骨格予算」として編成することから、年度分を計上する予算は、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)や経常的経費のほか、継続費・債務負担行為を設定している事業等を基本とする。

また、実施計画対象事業等の政策事業は、原則、市長改選後の6月補正予算での計上とするが、以下に示す事業については、当初予算に計上するものとする。

- ア 従前から実施し、市民生活の安全安心の確保等のため、途切れることなく実施しなければならない事業
- イ 法令等の制約に基づき、令和2年度当初から実施しなければならない事業

なお、実施計画対象事業は、再度事業費を精査するとともに、市民の満足度が高まるよう、より効果的・効率的な実施内容及び手法等を十分検討のうえ要求するものとする。

(2) 経常経費見直し目標額1億円の達成

政策事業の財源については、経常収支の財源26億円に、経常経費の見直し目標額1億円を加えることにより27億円とし、その用途として

実施計画対象事業の財源に23億円を、特定目的基金への積立てに4億円を活用する。

また、見直し目標額1億円については、各部の経常経費の予算規模に加えて、実施計画対象事業の新規経常経費（ビルド）の規模等を基に算出した「見直し目標額」を各部に配分するので、部内協力のもと目標額を必ず達成のうえ予算要求を行うこととする。

以上のことを踏まえ、見直し目標額に満たない要求については、再提出等を求めるので、各部課長は市の置かれている財政状況等を十分認識し、予算要求を行うものとする。

予算編成に向けての財源フレーム

